

## 別紙4

### 精子・卵子・胚の提供を受ける夫婦に対する説明の内容

#### 【概要】

##### 1 生殖補助医療の医学的事項について

###### (1) 生殖補助医療に関する一般的な医学的事項について

###### 1) 検査について

- ① 検査の種類と各々についての具体的な実施方法、実施に要する期間等について
- ② 検査の過程における副作用や合併症のリスクと起こった際の医学的対処法について

###### 2) 治療について

- ① 治療の種類と各々についての医学的適応、具体的な実施方法、実施に要する期間等について
- ② 生殖補助医療を受けるにあたって起こりうる副作用のリスク（多胎妊娠、卵巣過剰刺激症候群、手術操作に関するリスク等）と起こった際の医学的対処法について

###### 3) 予想される結果について

- ① 妊娠率、流産率、生産率、先天性疾患等が発生する可能性等について
- ② 多胎妊娠の可能性及び極低出生体重児や超低出生体重児の生まれる可能性について

上記 1) ~ 3) の事項につき、

- ・ できるだけ正確な最新の情報を提供するように努めなければならない。
- ・ また、提案されている治療によって期待される結果と同時に、その治療の限界についても説明されなければならない。
- ・ 妊娠率や流産率、副作用等、提供を受ける者の年齢によって異なる結果が想定される事項については、可能な限り提供を受ける夫婦の年齢に応じた説明をするよう努めなければならない。

- ・ 提供を受ける夫婦が実際に治療を受ける医療施設におけるデータと全国平均のデータの両方を用いて説明するのが望ましい。

## (2) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関する医学的事項について

- 1) 上記(1) 1) ~ 3) の事項の中で、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関して特に言及すべき事項について (R h型不適合妊娠等、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療において特に注意が必要な事項について)
  - 2) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける医学的理由について (配偶者間の生殖補助医療では妊娠できないと判断された理由について)
- ### 2 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施及び精子・卵子・胚の提供について
- (1) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施の条件について
    - 1) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けることができる者の条件について
    - 2) 子宮に移植する胚の数の条件について
  - (2) 精子・卵子・胚の提供の条件について
    - 1) 精子・卵子・胚の提供者の条件について
    - 2) 精子・卵子・胚の提供に対する対価の条件について
    - 3) 精子・卵子・胚の提供における匿名性の条件について
    - 4) 精子・卵子・胚の提供者と提供を受ける者との属性の一致等の条件について
  - (3) 提供された精子・卵子・胚の保存について
  - (4) 提供者に関するその他の事項について
    - 1) 提供者に発生した副作用等に関する補償について
    - 2) 提供者の権利について
- ### 3 提供により生まれた子について

- (1) 親子関係（出生する子の法的地位）について
  - (2) 提供により生まれた子の出自を知る権利等について
  - (3) 生まれてくる子に関する提供を受ける夫婦の責任について
  - (4) 生まれた子に関する実態把握について
- 4 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施、精子・卵子・胚の提供までの手続きや実施医療施設及び提供医療施設の施設・設備・機器の基準について
- (1) インフォームド・コンセント、カウンセリングの手続き等について
  - (2) 実施医療施設及び提供医療施設の施設・設備・機器の基準について
- 5 管理体制について
- (1) 公的管理運営機関の業務の具体的な内容について
- 6 その他について
- (1) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関わる者の守秘義務について
  - (2) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療以外の選択（子どもを持たない人生、養子縁組）について
  - (3) 認められていない生殖補助医療について

### 【詳細】

※ ◆は説明することを必須とする事項

◇は必要に応じて説明する事項

### 1 生殖補助医療の医学的事項について

#### (1) 生殖補助医療に関する一般的な医学的事項について

##### 1) 検査について

◇ 検査の種類（※1）と各々についての具体的な実施方法、実施に要する期間等について

- ◇ 検査の過程における副作用や合併症のリスクと起こった際の医学的対処方法について

## 2) 治療について

- ◇ 治療の種類（※2）と各々についての医学的適応、具体的な実施方法、実施に要する期間等について
- ◇ 生殖補助医療を受けるにあたって起こりうる副作用のリスク（多胎妊娠、卵巣過剰刺激症候群、手術操作に関するリスク等）と起こった際の医学的対処法について

## 3) 予想される結果について

- ◆ 妊娠率、流産率、生産率、先天性疾患等が発生する可能性等について
- ◆ 多胎妊娠の可能性及び極低出生体重児や超低出生体重児の生まれる可能性について

（※1） 例えば、基礎体温、精液検査、子宮卵管造影、頸管粘液検査、性交後試験、超音波検査、内分泌検査、子宮鏡検査、腹腔鏡検査、排卵障害の有無、多嚢胞性卵巣の有無、プロラクチン値の測定、子宮内膜症の有無、子宮筋腫の有無、卵巣囊腫の有無、子宮内膜ポリープの有無、卵管閉鎖の有無等

（※2） 例えば、タイミング療法、夫精子による人工授精、ホルモン療法、排卵誘発、子宮筋腫核出術、卵巣囊腫摘出術、マイクロサージェリー、腹腔鏡下手術、経頸管的粘膜下筋腫、ポリープ切除、体外受精・胚移植、顕微授精等

上記 1) ~ 3) の事項につき、

- ・ できるだけ正確な最新の情報を提供するように努めなければならない。
- ・ また、提案されている治療によって期待される結果と同時に、その治療の限界についても説明されなければならない。
- ・ 妊娠率や流産率、副作用等、提供を受ける人の年齢によって異なる結果が想定される事項については、可能な限り提供を受ける夫婦の年齢に応じた説明をするよう努めなければならない。
- ・ 提供を受ける夫婦が実際に治療を受ける医療施設におけるデータと全国平均のデータの両方を用いて説明するのが望ましい。

## (2) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関する医学的事項について

- ◆ 上記(1) 1) ~ 3) の事項の中で、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関して特に言及すべき事項について (R h 型不適合妊娠等、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療において特に注意が必要な事項について)
- ◆ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける医学的理由について (配偶者間の生殖補助医療では妊娠できないと判断された理由について)

## 2 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施及び精子・卵子・胚の提供について

### (1) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施の条件について

#### 1) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けることができる者の条件について

##### ① 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療全般に関わる条件について

- ◆ 加齢により妊娠できない夫婦は対象とならないこと
- ◆ 自己の精子・卵子を得ることができる場合には、それぞれ精子・卵子の提供を受けることはできないこと
- ◆ 夫婦の健康状態、精神的な安定度、経済状況など、生まれてくる子どもを安定して養育していく夫婦に限って提供を受けられること

##### ② 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の種類ごとに適用される条件について

(A I D を受ける者に対して)

- ◆ 精子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供された精子による人工授精を受けることができること

(提供された精子による体外受精を受ける者に対して)

- ◆ 女性に体外受精を受ける医学上の理由があり、かつ精子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供された精子による体外受精を受けることができること

(提供された卵子による体外受精を受ける者に対して)

- ◆ 卵子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供された卵子による体外受精を受けることができること

(提供胚の移植を受ける者に対して)

- ◆ 胚の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供された胚の移植を受けることができる
- ◆ ただし、卵子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦も、卵子の提供を受けることが困難な場合には、提供された胚の移植を受けることができる
- ◆ 胚の提供は、個別の事例ごとに、実施医療施設の倫理委員会及び公的管理運営機関の審査会にて実施の適否に関する審査が行われること

## 2) 子宮に移植する胚の数の条件について

- ◆ 体外受精・胚移植または提供胚の移植に当たって、1回に子宮に移植する胚の数は、原則として2個まで、移植する胚や子宮の状況によっては、3個までとされていること
- ◆ 1回に2個以上の胚を子宮に移植する場合、仮に双胎、三胎となつてもそれを受け入れることとされていること

## (2) 精子・卵子・胚の提供の条件について

### 1) 精子・卵子・胚の提供者の条件について

- ◆ 精子提供者は、満55歳未満の成人であること
- ◆ 卵子を提供できる人は、既に子のいる成人であって、満35歳未満であること  
ただし、卵子提供者が自己の体外受精のために採取した卵子の一部を提供する場合には、当該提供者は既に子がいることを要さないこと
- ◆ 同一の人からの卵子の提供は3回までであること
- ◆ 同一の人から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠した子の数が10人に達した場合には、当該人から提供された精子・卵子・胚は生殖補助医療に使用することはできること
- ◆ 提供される精子・卵子・胚は、血清反応、梅毒、B型肝炎ウィルスS抗原、C型肝炎ウィルス抗体、HIV抗体等の感染症の検査が行われること
- ◆ 具体的には、提供時及びウインドウ・ピリオドが終了した後に、上記の感染症についての検査を行い、陰性が確認された提供者の精子・卵子（実際には、夫の精子と受精させた胚）・胚であること
- ◆ 上記感染症の検査の結果は提供者に知らせること
- ◆ 遺伝性疾患に関しては、日本産科婦人科学会の会告「非配偶者間人工授精

と精子提供」に関する見解」の遺伝性疾患に関する部分及びその解説の当該部分に準じたチェック（問診）が行われること

- ◆ 遺伝性疾患のチェックの結果、精子・卵子・胚の提供を希望する者が当該提供を認められないと判断される場合もあること

## 2) 精子・卵子・胚の提供に対する対価の条件について

- ◆ 精子・卵子・胚の提供に関し、金銭等の対価を供与すること及び受領することは一切禁止されていること  
ただし、実費相当分（交通費、通信費等）及び医療費については、この限りでないこと
- ◆ 提供を受ける人が支払う具体的な額
- ◆ 医療費やカウンセリングの費用等、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施に要する費用は、提供を受ける人が全額負担すること

## 3) 精子・卵子・胚の提供における匿名性の条件について

- ◆ 精子・卵子・胚の提供は匿名で行われること

## 4) 精子・卵子・胚の提供者と提供を受ける人との属性の一致の条件について

- ◆ ABO式血液型（A型・B型・O型・AB型）について、提供を受ける人の希望があり、かつ可能であれば、精子・卵子・胚の提供者と属性を合わせることが出来ること（合わせられない場合もあること）
- ◆ ABO式血液型以外の属性については合わせることができないこと
- ◆ RH型血液型等の血液型の不一致による医学的危険性について
- ◆ 提供された精子・卵子・胚を使用して第1子が生まれたのち、提供された精子・卵子・胚の残りを第2子のために使用することについて

## （3）提供された精子・卵子・胚の保存について

### 1) 提供された精子・卵子・胚の保存について

- ◆ 提供者の死亡が確認されたときには、提供された精子・卵子・胚は廃棄すること  
胚提供を行った夫婦のうち、一方が死亡した場合は提供された胚は廃棄されること
- ◇ 提供された精子・卵子の保存期間は2年間であること
- ◆ 提供された胚及び、提供を受ける夫婦の精子・卵子と提供された精子・卵子

とを受精させて得られた胚は、ともに保存期間が10年間であること

- ◆ 保存期間を超過した場合の取り扱いについて（提供者に返却する、廃棄する等）

#### （4）提供者に関するその他の事項について

##### 1) 提供者に発生した副作用等に関する補償について

- ◆ 提供者への医学的検査・医療行為に伴って発生した副作用、合併症等に対する補償について  
提供者が提供に当たって何らかの健康被害を受けた場合には、当該被害に対する治療に必要な相当額等を提供を受ける者が負担すること

##### 2) 提供者の権利について

- ◆ 提供者は、提供を受ける人や提供により生まれる子を同定できないこと
- ◆ 提供者に知らせるのは、感染症の検査の結果や採取された精子・卵子・胚の成熟度や数、もしくは提供可能な当該数等の事項等に限られ、精子・卵子の提供によって受精卵が得られたかどうか等の事項は一切知らされないこと  
また、提供者が希望すれば、出産に成功したかどうかを知ることができる
- ◆ 提供者は、提供に関する同意の撤回ができる以外には、提供した精子・卵子やその結果生まれた子に対して何ら権利を有さず、義務を負わないと

### 3 提供により生まれた子について

#### （1）親子関係について

- ◆ 出生する子の法的地位について  
(←法務省法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会で検討中)

#### （2）提供により生まれた子の出自を知る権利等について

- ◆ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子が出自を知る権利行使することができるためには、親が子に対して当該子が提供により生まれた子であることを告知することが重要であること
- ◆ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子または自らが当該生殖補助医療により生まれたかもしれないと考えている者であって、15歳以上の者は、精子・卵子・胚の提供者に関する情報のうち、開示を受けたい情報

について、氏名、住所等、提供者を特定できる内容を含め、その開示を請求をすることが能够すること

- ◆ 生まれた子からの開示の手続き及び予想される開示に伴う影響について
- ◆ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子または自らが当該生殖補助医療により生まれたかもしれないと考えている者であって、男性は18歳、女性は16歳以上の者は、自己が結婚を希望する人と結婚した場合に近親婚とならないことの確認を公的管理運営機関に求めることが能够すること

#### (3) 生まれてくる子に関する提供を受ける夫婦の責任について

- ◆ 提供を受けた夫婦が生まれた子を責任を持って養育すべきこと

#### (4) 生まれた子に関する実態把握について

- ◆ 生まれてくる子どもの健康面や福祉面等での実態把握が重要であること
- ◆ 提供を受ける夫婦は、妊娠・出産の経過を実施医療施設に報告すること
- ◆ 提供を受ける夫婦は、生まれた子の心身の発育状況、親子関係の調査など、公的管理運営機関から依頼があった際は可能な限り協力すること
- ◆ 提供を受ける夫婦は、住所の変更等があった際は速やかに公的管理運営機関にその旨連絡すること

### 4 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施、精子・卵子・胚の提供までの手続きや実施医療施設及び提供医療施設の施設・設備・機器の基準について

#### (1) インフォームド・コンセント、カウンセリングの手続き等について

- ◆ 同意を実施する具体的な方法や時期、手続き等について
- ◆ 提供を受ける人、提供者が行った同意は、当該同意に係る当該生殖補助医療の実施前であれば撤回することが能够すること  
胚提供を行う夫婦のうち、一方の意思だけで提供の撤回が能够すること
- ◆ 同意の撤回により提供する者は何ら不利益を被るものではないこと
- ◆ 同意の撤回により提供を受ける人は何ら不利益を被るものではないこと  
(以下提供された卵子による体外受精の場合)

ただし、提供者へのhCG注射を行った後に提供を受ける人の同意の撤回が行われ、提供者が採卵せずに卵胞刺激を中止する場合、提供者に卵巣過剰刺激症候群の発生等のリスクが生じる場合があること

- ◆ 実施医療施設及び提供医療施設は、当該生殖補助医療を受けた人が妊娠してい

ないことを確認できたときを除き、同意書を公的管理運営機関に提出すること

- ◆ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦は、当該生殖補助医療の実施に際して、当該生殖補助医療に関する専門知識を持つ人によるカウンセリングを受ける機会が与えられること
- ◆ 精子・卵子・胚の提供により子どもが生まれた後、
  - ① 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療によって生まれた子
  - ② 精子・卵子・胚の提供を受ける夫婦及びその家族
  - ③ 精子・卵子・胚の提供者及びその家族（提供者の子どもを含む）は、当該生まれた子に関して、児童相談所等に相談することができるこ

## （2）実施医療施設及び提供医療施設について

- ◆ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療は、厚生労働大臣または地方自治体の長が指定する実施医療施設でなければ実施できること
- ◇ 実施医療施設への精子・卵子・胚の提供は、厚生労働大臣または地方自治体の長が指定する提供医療施設でなければできること
- ◆ 実施医療施設の倫理委員会は、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の個々の症例について、実施の適否、留意事項、改善事項等の審査を行い、実施医療施設の長及び実施責任者に対し意見を提出するとともに、当該審査の過程の記録を作成し、これを保管すること

また、当該委員会は、生殖補助医療の進行状況及び結果について報告を受け、生まれた子に関する実態の把握も含め、必要に応じて調査を行い、その留意事項、改善事項等について実施医療施設の長及び実施責任者等に対し意見を提出すること

## 5 管理体制について

### （1）公的管理運営機関の業務の具体的な内容について

- ◆ 公的管理運営機関は提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、提供を受ける夫婦、提供者、及び生まれた子の個人情報を管理することとされていること
- ◆ 公的管理運営機関は、上記個人情報を、80年間保存することとされていること
- ◆ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた夫婦の同意書は、当該提供によって子が生まれた場合、または、子が生まれたかどうか確認できな

い場合、公的管理運営機関が80年間、実施医療施設が5年間それぞれ保存すること

◇ 精子・卵子・胚の提供者及びその配偶者の同意書は、当該提供によって子が生まれた場合、または、子が生まれたかどうか確認できない場合、公的管理運営機関が80年間、提供医療施設が5年間それぞれ保存すること

◆ 親子関係について争いがある場合（調停・訴訟に至っていない場合も含む）、争いとなっている親子関係について同意書に署名する立場にある者、親子関係の争いの当事者となっている子、その他これに準じる者は、公的管理運営機関に対し、同機関が保存している同意書について、同意書の有無、同意書がある場合は同意書の開示を請求することができること

なお、同意を撤回する文書についても同様の対応をすること

## 6 その他について

### （1）守秘義務について

◇ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関わる者が、職務上知り得た人の秘密を正当な理由なく漏洩することは禁止されていること

### （2）提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療以外の選択について

◆ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療以外の選択が存在すること（子どもを持たない人生、養子縁組）

### （3）認められていない生殖補助医療について

◇ 代理懐胎（代理母・借り腹）、精子・卵子両方の提供によって得られた胚の移植、及び匿名性を保持しない精子・卵子・胚の提供は認められていないこと